

堺中活協第9号
令和5年7月6日

「第29回堺市中心市街地活性化協議会」の書面開催について

堺市中心市街地活性化協議会
会長 荻田俊昭

拝啓 軽暑の候、堺市中心市街地活性化協議会の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は協議会活動に格別のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、「第29回堺市中心市街地活性化協議会」につきましては、書面にて開催いたしますので、本日会議資料をお送りいたします。

今回の会議で予定しております議事及び報告事項その他は下記の通りでございます。委員の皆様におかれましては、議案をご審議の上、「書面表決書」に住所・氏名とご捺印をいただき同封の返信用封筒にて 7月18日(火)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

【第29回堺市中心市街地活性化協議会議事及び報告事項・その他】

1. 議案 第1号 令和4年度事業報告
第2号 令和4年度決算報告

2. 報告事項 第1号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
第2号 堺市中心市街地活性化協議会監事の交代について
第3号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

以上

添 付 書 類

○議案書

- ・ 第 1 号 令和 4 年度事業報告
- ・ 第 2 号 令和 4 年度決算報告

○報告事項資料

- ・ 第 1 号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
- ・ 第 2 号 堺市中心市街地活性化協議会監事の交代について
- ・ 第 3 号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

○参考資料

- ・ 参考資料 1 堺市中心市街地活性化協議会名簿（令和 5 年 6 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 2 堺市中心市街地活性化協議会規約（令和 4 年 6 月 2 7 日改正）
- ・ 参考資料 3 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿（令和 5 年 6 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 4 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程（平成 3 1 年 1 月 1 0 日改正）

○書面表決書（委員のみ）

議案毎の表決内容と住所・氏名とご捺印をいただいた上、同封の返信用封筒にて
7 月 1 8 日(火)必着で ご返送下さいますようお願い致します。

令和 年 月 日

堺市中心市街地活性化協議会
会 長 荻田 俊昭 様

住 所

氏 名 _____ (印)

書 面 表 決 書

私は、第29回堺市中心市街地活性化協議会の書面決議に関して、下記の通り書面をもって議決権を行使いたします。

記

第1号議案 令和4年度事業報告について

原案に 賛成する ・ 反対する

第2号議案 令和4年度決算報告

原案に 賛成する ・ 反対する

以上

なお、議決以外にご意見等がありましたら裏面に自由にご記入ください。

委員のお名前： _____

ご意見を自由にお書き下さい。

令和4年度事業報告

1. 堺市中心市街地活性化協議会、各会議の開催

(1) 堺市中心市街地活性化協議会の開催

① 第27回協議会

- ・ 開催日：令和4年6月27日(月)
- ・ 開催場所：フェニーチェ堺
- ・ 議案
 - 第1号 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について
 - 第2号 令和3年度事業報告
 - 第3号 令和3年度決算報告
 - 第4号 令和4年度事業計画(案)
 - 第5号 令和4年度予算(案)
- ・ 報告事項
 - 第1号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
 - 第2号 堺市中心市街地活性化協議会監事の交代について
 - 第3号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
- ・ その他
 - 堺・モビリティ・イノベーション-SMI プロジェクトー
 - SMI プロジェクトにかかる市民意見募集資料
 - (仮称)堺都心未来創造ビジョン方針(案)

② 第28回協議会

- ・ 開催日：令和5年3月24日(金)
- ・ 開催場所：公益財団法人堺市産業振興センター
- ・ 議案
 - 第1号 令和5年度事業計画(案)
 - 第2号 令和5年度予算(案)
- ・ 報告事項
 - 第1号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
 - 第2号 令和3年度決算の過年度修正について
 - 第3号 令和4年度決算見込について
- ・ その他
 - 堺都心未来創造ビジョン(案)

(2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会の開催

① 第25回幹事会

- ・ 開催日：令和4年5月25日(水)
- ・ 開催場所：フェニーチェ堺

- 協議会案件
 - 第1号 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について
 - 第2号 令和3年度事業報告
 - 第3号 令和3年度決算報告
 - 第4号 令和4年度事業計画(案)
 - 第5号 令和4年度予算(案)
- 報告事項
 - 第1号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
- その他
 - 堺・モビリティ・イノベーション-SMI プロジェクトー
SMI プロジェクトにかかる市民意見募集資料
(仮称)堺都心未来創造ビジョン方針(案)

② 第26回幹事会

- 開催日：令和4年10月 書面開催で実施
- 議案
 - 第1号 専門部会の設置について

③ 第27回幹事会

- 開催日：令和5年2月28日(火)
- 開催場所：公益財団法人堺市産業振興センター
- 協議会案件
 - 第1号 令和5年度事業計画(案)
 - 第2号 令和5年度予算(案)
- 報告事項
 - 第1号 令和3年度決算の過年度修正について
 - 第2号 令和4年度決算見込について
- その他
 - 堺都心未来創造ビジョン(案)

(3) プロジェクトチーム等会議

- | | |
|---------------------------|-------|
| • 都心魅力創出プロジェクトチーム | 5回開催 |
| • 3地区合同イルミネーション2022会議 | 7回開催 |
| • 堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議 | 9回開催 |
| • まちづくり部会(チームSCC) | 13回開催 |

2. 堺イルミネーション2022事業

(1) 事業概要

令和4年12月1日(木)から令和5年1月15日(日)まで「黄金が奏でる堺の街並み」をコンセプトに、堺東駅から堺駅までの大小路筋の街路樹のイルミネーションをシャンパンゴールドのLEDで装飾しました。また、今年度から新たに市役所前広場の植栽とジョルノもLEDで装飾し、より一層統一感と華やかさを演出しました。本補助金を活用することでイルミネーションのきらびやかさと統一感が生まれ、コロナ禍で沈みがちな中、明るい雰囲気による年末年始を彩ることができ

ました。また、今回も昨年同様フォトコンテスト等様々な取り組みにより多くの市民等に楽しんでいただきました。

加えて、来街者の呼び込みに実施した対外的な告知に関しては、周辺で開催されたフェニーチェ堺や内川、さかい利晶の杜などのイルミネーションの情報も含めて掲載し、堺市中心市街地の冬のイルミネーションの一体的な宣伝に努め、中心市街地での回遊性を高めることにより活性化を推進しました。

また、中心市街地の企業・団体・個人にイルミネーション事業への協賛金の協力をお願いしました結果、市内外86の企業・団体様から2,356,000円、5名の個人様から17,000円、合計2,373,000円のご協賛をいただきました。

(2) フォトコンテストの開催

堺イルミネーションを被写体としたフォトコンテストを開催し、76作品の応募をいただきました。コンテスト終了後は、全応募作品を堺市役所本館1階エントランスホールに展示するなど、回遊性と賑わいの創出を図りました。

3. 都心魅力創出プロジェクトチーム

新たに設置した専門部会「都心魅力創出プロジェクトチーム」において、中心市街地の活性化に向けて、「堺都心未来創造ビジョン(案)」を公民で共有し、その実現に資する取組等を議論しました。

初年度の取組としては、まず地元事業者、住民、地権者の方々のヒアリングを行い、次に公民共同のプロジェクト会議を組成。その後「研修と意見交換WS」から「事例研究(事前勉強会及び姫路市の事例視察)」、「構想案作成WS」を実施し、公共空間利活用に向けた方法や課題の整理を行ないました。

4. 堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議

- (1) 堺東商店街において、自転車と共生するまちづくりをめざして、商業者と地域関係者及び行政が協働して、プロジェクトチームが主体となって検討を進めました。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を見合わせていたマナーアップデーは9月から再開しました。

5. 「まちづくり部会」の開催

堺市中心市街地活性化基本計画は終了しましたが、まちづくり部会の中のチームSCCについては前項会議開催の項目で報告の通り活動を継続しました。

令和4年度 協議会決算

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予 算	執行見込	予算良否	摘要
負担金	11,000,000	10,606,181	▲ 393,819	堺市負担金
	3,750,000	3,750,000	0	堺まちづくり株式会社負担金
	500,000	500,000	0	堺商工会議所負担金
協賛金	2,000,000	2,373,000	373,000	
補助金	12,500,000	12,500,000	0	堺市補助金（堺市中心市街地活性化事業支援補助金）
利息	0	17	17	預金利息
当期収入合計	29,750,000	29,729,198	▲ 20,802	
前期繰越 収支差額	132,029	73,029	▲ 59,000	令和3年度繰越金
収入合計	29,882,029	29,802,227	▲ 79,802	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予 算	執行見込	予算良否	摘要
会議費	100,000	125,938	▲ 25,938	会議開催費
旅費交通費	6,000	0	6,000	
消耗品費	434,000	6,831	427,169	事務用品購入費
印刷製本費	130,000	88,790	41,210	チラシ、フォトコンテスト作品印刷費 等
光熱水料費	70,000	64,723	5,277	イルミネーション電気使用料
支払手数料	7,000	2,838	4,162	振込手数料
租税公課	12,000	7,200	4,800	印紙代、証紙代
委託料	18,540,000	18,443,600	96,400	協議会事務局委託、イルミ企画調整費、巡回警備業務費等
工事費	9,700,000	10,433,500	▲ 733,500	イルミネーション設置等工事費
諸謝金	102,000	91,500	10,500	フォトコンテスト景品代
通信運搬費	90,000	86,094	3,906	配送料、切手代、ツリー運搬費等
雑費	0	0	0	
広告宣伝費	210,000	191,800	18,200	イルミネーションホームページ作成費
予備費	481,029	0	481,029	
計	29,882,029	29,542,814	339,215	

収支差額	0	259,413
------	---	---------

監 査 報 告 書

令和5年 6 月 28 日

堺市中心市街地活性化協議会
会 長 荻 田 俊 昭 様

堺市中心市街地活性化協議会

監 事 上 田 智 生



監 事 中 辻 洋 喜



堺市中心市街地活性化協議会規約第15条に基づく経費について、令和4年度堺市中心市街地活性化協議会の収支決算書及び会計簿・証拠書類並びにその他関係書類について監査を行った結果、いずれも適正であると認めますので、同規約第16条第3項に基づき報告いたします。

以上

堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について

堺市中心市街地活性化協議会規約 第9条第2項により、下記の者を堺市中心市街地活性化協議会委員に指名する。

記

1. 交通事業者

南海電気鉄道株式会社

まちづくりグループ まち共創本部 共創事業部長

真貝 征志郎

2. 地域経済

大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区統括支配人

堀内 佐智夫

3. 地域経済

株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄

久保 幸一

以上

(根拠規程)

協議会規約 第9条第2項

委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

堺市中心市街地活性化協議会監事の交代について

堺市中心市街地活性化協議会規約 第16条により、下記の者を堺市中心市街地活性化協議会監事に指名する。

記

1. 地域経済

大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 業務部

地域共創第1チーム 支配人補佐 上田 智生

以上

(根拠規程)

協議会規約 第16条

協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程 第5条により、下記の者を堺市中心市街地活性化協議会幹事に指名する。

記

1. 交通事業者

南海電気鉄道株式会社
まちづくりグループ まち共創本部 共創事業部 課長 駒田 尚紀

2. 関係機関

公益社団法人 堺観光コンベンション協会 事務局長 丹下 嗣朗

3. 堺市

堺市文化観光局 文化国際部 部長 上西 浩

4. 堺市

堺市建設局 サイクルシティ推進部 部長 山本 浩史

以上

(根拠規程)

幹事会規程 第5条

幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

堺市中心市街地活性化協議会名簿

令和5年6月1日現在(敬称略)

	氏名	所属・役職等	備考
委	荻田 俊昭	堺まちづくり株式会社 代表取締役	共同設置者 (会長)
	澤田 佳知	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
	辰野 邦次	堺市商店連合会 名誉会長	商業者
	久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
	山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
		大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
	真貝 征志郎	南海電気鉄道株式会社 まちづくりグループ まち共創本部 共創事業部長	交通事業者
	野谷 将一	南海バス株式会社 取締役企画部長	交通事業者
	藤井 哲	阪堺電気軌道株式会社 取締役 総務部長	交通事業者
	瀬畑 佳菜	堺ホテル協会 東横INN堺東駅 支配人	観光事業者
	加藤 猛史	関西電力株式会社 ソリューション本部 営業部門 コミュニティ事業部第二グループ 課長	地域経済
	員	堀内 佐智夫	大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区統括支配人
久保 幸一		株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
城戸 久義		国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
浦部 喜行		堺市文化観光局 局長	堺市
奈良 和典		堺市産業振興局 局長	堺市
澤中 健		堺市建築都市局 局長	堺市
西川 哲夫		堺市建設局 局長	堺市
監事	上田 智生	大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 業務部 地域共創第1チーム 支配人補佐	地域経済
	中辻 洋喜	堺市建築都市局 都心未来創造部 都心活性化担当 課長	堺市
オブザーバー	三窪 ゆり	大阪府堺警察署 署長	関係機関
	檜館 孝志	一般財団法人 民間都市開発推進機構 まちづくり支援部 第二課長 兼 中心市街地活性化支援室長	関係機関
	林 伸次	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長	関係機関
	松岡 弘幸	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

堺市中心市街地活性化協議会規約

最終改正 令和4年6月27日

(協議会の設置)

第1条 堺まちづくり株式会社及び堺商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、堺市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、堺市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し必要な事項の協議を行うこと、また中心市街地の活性化に資する活動等について協議・調整、並びにその実施に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 堺市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、堺市堺区中瓦町2丁3番18号堺まちづくり株式会社内に置く。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 堺まちづくり株式会社
- (2) 堺商工会議所
- (3) 堺市
- (4) 法第15条第4項 第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、堺まちづくり株式会社の代表取締役をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、代理出席を合わせて半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。

5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第11条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

3 会長は、緊急の事態等により協議会を開催できない場合、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、堺まちづくり株式会社が処理する。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金、繰越金その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第16条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、堺まちづくり株式会社がこれを決算する。

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成19年11月30日から施行する。

附則（平成21年7月23日）

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

附則（平成23年10月12日）

この規約は、平成23年11月1日から施行する。

附則（平成25年3月21日）

この規約は、平成25年3月21日から施行する。

附則（平成25年3月27日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成31年2月1日）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年6月18日）

この規約は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和2年4月24日）

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

附則（令和4年6月27日）

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

令和5年6月1日現在(敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
野口 和義	堺まちづくり株式会社 事務局長	共同設置者 (幹事長)
久保 直樹	堺商工会議所 事務局長	共同設置者 (副幹事長)
阪本 雅俊	堺銀座商店街 会長	商業者
小西 幹夫	堺東中瓦町商店街振興組合 副理事長	商業者
藪内 義理	堺銀座西商店街振興組合 理事長	商業者
矢本 憲久	堺東駅前商店街振興組合 理事長	商業者
二上 始	シヨルノ会 会長	商業者
高岡 武史	堺銀座南商店街 そや堺 ええ街づくり隊 隊長	商業者 まちづくり組織
桑城 頼孝	堺銀座北商店街組合 会長	商業者
岡下 明人	堺東商店街商業協同組合 理事長	商業者
澤木 一仁	一九商店会 会長	商業者
片山 勇	堺山之口連合商店街振興組合 代表理事	商業者
高杉 晋	堺駅前商店会 会長	商業者
向井 龍哉	熊野校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 和男	安井校区自治連合協議会 会長	地域自治会
桂 春宜	市校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 昭三	英彰校区自治連合協議会 相談役	地域自治会
下原 武雄	榎校区自治連合協議会 常任相談役	地域自治会
和田 幸晴	三国丘校区自治連合協議会 会長	地域自治会
大町むら子	堺市消費生活協議会 副会長	消費者
三田 耕三	大小路界限『夢』倶楽部 街並部 会長	まちづくり組織
駒田 尚紀	南海電気鉄道株式会社 まちづくりグループ まち共創本部 共創事業部 課長	交通事業者
中田 幸宏	南海バス株式会社 企画部 課長	交通事業者
伊藤 誠人	株式会社 高島屋 堺店 店長	商業者
山崎 圭子	株式会社 ヤマハミュージックリテイリング 堺店 店長	商業者
大木 啓義	国土交通省近畿地方整備局 宮繕部 調整課長	関係省庁
丹下 嗣朗	公益社団法人 堺観光コンベンション協会 事務局長	関係機関
上西 浩	堺市文化観光局 文化国際部 部長	堺市
橋本 隆之	堺市産業振興局 産業戦略部 部長	堺市
休場 理夫	堺市建築都市局 都心未来創造部 部長	堺市
山本 浩史	堺市建設局 サイクルシティ推進部 部長	堺市

堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程

最終改正 平成31年1月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第2項の規定に基づき、堺市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第9条第2項各号に掲げる事項についての必要な協議又は調整に関する事項
- (2) 本規程第7条により専門部会が設置された場合、その運営に関する事項
- (3) その他、会長が別に指示する事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事長は、堺まちづくり株式会社事務局長をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 幹事会は、本規程第2条について専門的に協議し、事業化に向けた検討を行うために、専門部会を置くことができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。